

(問) かつおぶしを削ったもの、破碎したもの、抽出しただし液など予め加工したものを仕入れて使用した場合の記載方法はどのように考えたらよいですか。

(答)

原則、加工食品品質表示基準に従い、仕入れた状態での一般的名称を記載することとしています。以下に分類して表示方法を解説します。

1. 削りぶし品質表示基準で規定された名称の例（「〇〇削りぶし」などの表示について）

〇〇には「かつお」「そうだがつお」「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を記載します。なお、表示 Q&A 問 4 において削りぶし品質表示基準で「〇〇削りぶし」の後に括弧を付して「薄削り」「厚削り」「糸削り」「碎片」「粉末混合」「粉末」と仕入れた原材料の名称に記載しているものにあつては、「〇〇削りぶし」の後に括弧を付して「粉末」、「厚削り」などと削りぶし品質表示基準に従い記載できません。

2. 今回の改正に関して新たに規定された名称の例（「△△だし」等の表示について）

△△には「かつおぶし」「こんぶ」「乾しいたけ」等の風味原料の名称を記載します。

なお、「だし」については、定義が無いことから、テキスト『つゆ類の表示』（平成 23 年 12 月日本醤油技術センター発行）表示 Q&A 問 16 において「農・水産物を原料として、水またはお湯で抽出したもので、ほとんど濃縮が行われていないものと考えます。（日持ち向上のため少量の食塩、アルコール等を添加したものも含む）」と一般家庭で作られるだしを基本に規定しました。

3. 今回の改正に関して削りぶしの記載方法と整合化を図り規定された名称の例（「かつおぶし（粗碎）」等の表示について）

「かつおぶし」を削らずに碎いたものを仕入れた場合、「かつおぶし」と記載することは、整合性の観点から適当ではありません。規定された用語ではありませんが、例えば荒く碎いたものを「かつおぶし（粗碎）」又は、「粗碎かつおぶし」と、細かく碎いたものを「かつおぶし（粉碎）」又は、「粉碎かつおぶし」などその状態を示す最も一般的な名称として一般消費者に誤認されない範囲で各社記載することとなります。

なお、「粗碎」「粉碎」などは、製法、粒度など一般化された定義が無いことから、供給者に確認の上、何をもって「粗碎」或いは「粉碎」なのか等、その表示根拠を明確にしておくことが大切になります。

4. 上記例示以外の加工品を仕入れた場合の表示方法について（加工食品品質表示基準の原則的な表示法）

仕入れた商品には、加工食品品質表示基準第 4 条の 2（業務用加工食品の義務表示事項及び表示の方法）に従い「名称」及び「原材料名」等が容器若しくは包装、送り状、納品書等に表示されていなければなりません。これを原材料として使用した場合、この「名称」（注；商品名ではない）をもって最終製品の原材料名欄に記載します。

その際、二種類以上の原材料からなる原材料、いわゆる「複合原材料」にあつては、加工食品品質表示基準第 4 条 1 項(2)ア(ア)及び(イ)に従い記載します。

具体的には、複合原材料の名称の次に括弧を付して含まれる原材料を記載します。（複合原材料中の原材料の上位 3 位以下かつ 5 %未満の原材料名は「その他」と記載可能）

なお、全原材料中の複合原材料の重量が 5 %未満又は複合原材料の名称から、その原材料が明らかである場合には括弧書きを省略することができます。